

中間検査実施細目

第1章 土木工事

(目的)

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく、中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

(中間検査の実施)

第2 中間検査は、原則として当初請負代金額1億円以上の工事、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という）又は、所属長が必要と認めた工事を対象に実施する。

ただし、低入札工事以外の単純工事（維持修繕、除草、区画線、植樹管理等）は実施しないことができる。

2 中間検査の実施は、完成、出来形、中間の検査時期及び当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。

なお、低入札工事にあつては、原則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。

3 実施回数は、当初請負代金額が2億円未満の工事は1回程度、2億円以上の工事は2回程度行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。

また、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

なお、低入札工事の実施時期及び回数は、当該工事の監督職員が検査監と協議のうえ決定する。

4 中間検査の検査監区分は次のとおりとする。

1) 本庁検査監検査

① 請負代金額が1億円以上の工事

② 低入札工事は、予定価格5,000万円以上の土木工事。

2) 出先検査監検査

① 請負代金額が1億円未満の工事で特記仕様書に明記した工種

原則として、舗装工の路盤工、消波工・根固め工のコンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット（強度・個数・寸法）、斜面对策工のコンクリート・モルタル吹付け（ラス張・ラス張鉄筋の状況）及びアンカー工について実施する。

② 低入札工事は、予定価格5,000万円未満の土木工事。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第3 既に出来形・中間検査で確認した検査済部分は、その後の完成・出来形・中間検査にはその確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第4 技術管理課長又は所属長は、要綱に基づき中間検査の実施について受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第5 中間検査は、通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが給付の対象とはしない。

(中間検査の指定)

第6 中間検査対象工事は、特記仕様書で定めるものとし、工種、項目、時期を明示する。

【参 考】

中間検査の指定対象工事に係る特記仕様書の記載例

1. (中間検査の対象工事)

第〇〇条 本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。

(1) 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

(3) 工種及び項目・時期は次の表のとおりとする。

表 中間検査の工種及び項目・時期

区分	指 定 工 種	項 目 ・ 時 期
河川	護岸・堤防	・本体工（鋼矢板・鋼管矢板）の一部打設又は完了時 ・裏込材の施工時又は完了時
	樋門・樋管	・本体工（杭・壁体杭・地盤改良等）の一部又は完了時
	水門	・本体工の鉄筋組立時又は完了時
	堰	・型枠工の組立時又は完了時（コンクリート打設前）
	排水機場	・コンクリート一部打設又は完了時
	水路トンネル	・コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット
	床止め・床固め	・ケーソン
海岸	消波・根固め	・構造物の埋戻し前
	護岸・堤防	・河川等に準じる
砂防	突堤・離岸堤	・施工が1／2程度の段階
	砂防ダム	・基礎地盤掘削の一部又は完了時 ・河川等に準じる
	流路・床固め	・施工が1／2程度の段階
	斜面对策	・施工が1／2程度の段階 ・コンクリート・モルタル吹付け ・アンカー工

区分	指 定 工 種	項 目 ・ 時 期
道路	構造物・土工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の基礎工、鉄筋組立時又は完了時 ・ 構造物の埋戻し前 ・ 施工が1 / 3～1 / 2程度完了時 ・ 河川等に準じる。
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路盤工が一部又は完了時
	橋梁下部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工の一部又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時 ・ 河川等に準じる。
	鋼橋上部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工の初期段階又は完了時 ・ 仮組立時又は社内検査終了後
	コンクリート橋上部 (PC・RC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋組立時又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支保工の一部又は完了時 ・ 覆工コンクリート一部打設又は完了時
	共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋組立時又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時
港湾 漁港 下水道 その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等に準じる

- (注) 1. 多工種を含む工事は、主要工種の項目で実施
2. 施工段階及び変化点が明確でない工種は、工事内容の 1/3～2/3 程度の進捗で実施

(4) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）に該当した場合は、原則として2ヶ月に1回中間検査を実施する。

なお、低入札工事に係る中間検査は（1）及び（2）の規定を準用する。

第2章 土木工事（農業農村整備事業・森林整備事業）

（目 的）

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という）に基づく中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

（中間検査の実施）

第2 中間検査を実施するものは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 契約書第 34 条（部分使用）の規定による引渡し前に工事目的物の一部を使用する場合の当該部分検査
- (2) 契約書第 39 条（部分引渡し）の規定による工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分がある場合、当該部分の検査
- (3) 当該工事の施工後、直ちに中間検査を行わなければ給付の完了確認が著しく困難となる工事
 - ① 整地工事完了後リッパ等をかけ、耕土破碎をする場合
 - ② 河川しゅんせつ工事
 - ③ しゅんせつ盛土工事
- (4) 地中及び水中に没し内部の施工適否を容易に確認し難い工事で、重要度の高い工事又は完成後手直しが著しく困難と思慮される工事
 - ① 基礎工事
 - ・杭 基 礎
径 300mm 以上、使用本数概ね 10 本以上で打込み完了時。
 - ・矢板打工
矢板打の一部打設又は完了時。（矢板護岸を含む。）
 - ・根 固 工
護岸工で各種コンクリート製品物の据付前。
 - ・地盤改良
各種地盤改良工で改良完了時又は出来高 50%以上の時。
 - ② 水路工事
 - ・管水路及びサイフォン
受台、サンドマット等を使用し、管径 600mm 以上延長 100m以上で施工中又は出来高 50%以上の時。ただし道路舗装工を行うものは管径 300mm 以上、延長 300m以上で出来高 50%以上の時。
 - ・水路トンネル
掘削完了時又は出来高 50%以上の時。
 - ③ 道路工事
 - ・舗装
舗装工は施工面積 1,000 m²以上で上層路盤完了時又は施工中。

・トンネル

掘削完了時又は出来高 50%以上の時。

・橋梁

橋梁下部（B活荷重）は基礎工完了時かコンクリート打設一部完了時。

鋼橋上部（B活荷重）は架設作業の初期段階又は仮組立時。

コンクリート（P C）橋上部（B活荷重）は鉄筋組立完了時又はコンクリート打設一部完了時。

④ ダム工事

基礎地盤掘削の一部又は完了時、及びダム盛土工の一部又は完了時。

⑤ 大規模構造物

堰、水門、機場下部等で本体部分が完了し、埋戻し前。

⑥ 吹付工事

面積 1,000 m²以上でラス張り及びラス張り鉄筋張り付け完了時又は施工中アンカー工は施工中又は出来高 50%以上の時。

⑦ 暗渠排水工事

施工面積 10ha 以上で一時埋戻し完了時。

⑧ 区画整理工事

一件工事の中で付帯して施工する前記事項がある時。

⑨ その他

所属長が工事内容又は工事工程により特に必要と認めたもの。

(5) 建築・設備工事

① 建築工事

基礎工、鉄骨、鉄筋等、目視できない部分について適正化を図るため実施するよう努める。（営繕課又は施設改修課に依頼した工事を除く）

② 設備工事

揚排水機で汎用品以外（300mm 以上）については、原則として実施する。（机上検査を含む）

③ 合併施工

設備、建築の異工種を含む 5 千万円未満の土木一式工事の検査は、原則として、事前に異工種の部分完成を本庁の検査監による中間検査として実施する。

また、土木工事を異工種として含む建築・設備工事の検査の場合も、原則として、事前に土木工事の部分完成を中間検査として実施する。なお、本件については事前に担当検査室と打ち合わせる事。

(6) 低入札価格調査制度調査対象工事

原則として 2 ヶ月に 1 回、隔月毎に実施する。

(7) その他

所属長が特に必要と認めたもの。

2 中間検査の検査区分は次のとおりとする。

(1) 本庁検査監検査

- ① 請負代金額が5千万円以上の工事で特記仕様書に明記した工種。
- ② 請負代金額が5千万円未満の工事で、設備、建築の異工種を含む土木一式工事の内、異工種部分の工種。
- ③ 予定金額が5千万円以上の工事で低入札価格調査制度調査対象工事。

(2) 出先検査監検査

- ① 請負代金額が5千万円未満の工事で特記仕様書に明記した工種。
- ② 予定金額が2千5百万円以上5千万円未満の工事で低入札価格調査制度調査対象工事。
- ③ 請負代金額にかかわらず、舗装工の路盤工、消波工、根固工のコンクリート捨ブロック・方塊ブロック・籠マット（強度・個数・寸法）、吹付工事のラス張・ラス張鉄筋の状況及びアンカー工について実施することができる。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第3 既に出来形・中間検査で確認した検査済部分は、その後の完成・出来形・中間検査時には、その確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第4 技術管理課長又は所属長は、要綱に基づき中間検査の実施について、受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第5 中間検査は、通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。

(中間検査の指定)

第6 中間検査対象工事は、特記仕様書で定めるものとし、第2の(6)に係る中間検査を除き、工種・項目・時期を明示する。

注：特記仕様書の記載例は土木工事【参考】を参照する。

第3章 上水道工事

- 1) 本庁の検査監が行う当該工事の検査は、千葉県建設工事検査要綱第12条（その他の検査）の規定により実施するものとする。
- 2) 中間検査は、水道局施行の「中間検査実施細目」（下記抜粋参照）第2に準ずるものとする。
- 3) 低入札価格調査制度調査対象工事の中間検査は、土木工事「中間検査実施細目」に基づくものとする。

（参 考） 水道局「中間検査実施細目」抜粋
（中間検査の実施）

第2 中間検査は、別表に定めた工事、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という）又は、所属長が必要と認めた工事を対象に実施する。

- 2 中間検査の実施は当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。

なお、低入札工事にあっては、原則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。

- 3 中間検査の検査監区分は次のとおりとする。

（県土整備部検査監検査）

- ① 1件の請負代金額が5千万円以上の土木一式工事、管工事（小規模上水道管理設工事等をいう。）、鋼構造物工事、水道施設工事、塗装工事及び造園工事（以下「土木工事」という。）とする。
- ② 1件の請負代金額が2千万円以上の電気工事、管工事（第1号に規定するものを除く。）、機械器具設置工事、電気通信工事及び消防施設工事（以下「設備工事」という。）とする。
- ③ 全ての建築工事。
- ④ 予定価格が5千万円以上の低入札工事。

（水道局検査監検査）

- ① 1件の請負代金額が5千万円未満の土木工事。
- ② 1件の請負代金額が2千万円未満の設備工事。
- ③ 予定価格が2千5百万円以上5千万円未満の低入札工事。

別 表

中間検査実施工事

工 種	対 象 規 模	中間検査をする時期
推進工	普通推進、2.5m以上 補助工法を伴うもの、全工事	施工時又は貫通時 〃
シールド工	全工事	施工時又は貫通時 立坑完了時
杭打工	異型管防護、仕切弁室、空気弁室、小規模 橋台を除く	概ね 50%施工時
更正工事	全工事	クリーニング時
水管橋 (上部工)	ワンスパン、パイプビームを除く全工事	データ採取の仮組時
管布設工事	1. 口径 400mm 以上 布設延長 300m 以上の工事 2. 口径 400mm 未満 a) 整備工事、公共事業関連工事 布設延長 500m 以上の工事 b) 未普及地区等送配水管布設工事 (※開発行為等による工事を含む) 布設延長 1,000m 以上の工事	布設延長の概ね 50%施工時
管製作接合工	管布設工事に準ずる	布設延長の概ね 50%施工時 溶接箇所を検査できる時
塗装工事		ケレン完了時
コンクリート工事	200m ³ 以上の打設 PC 構造物の全工事	概ね 50%施工時
濾床、濾層工 事	全工事	施工中
特殊工法	工事完了前に確認の必要なもの	施工中
※管布設工事における、開発行為等による工事については、全て水道局検査監検査とする。		

第4章 建築・設備工事

(目的)

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

(対象工事)

第2 中間検査の対象は次に掲げるものとする。

- (1) 当初設計金額が1億円以上の工事
- (2) 次の建築工事
 - ア) 大規模改造工事における耐震補強工事
 - イ) 杭工事にあつては単独発注以外のもの
 - ウ) 高度な技術を要する特殊な工事
- (3) 契約書第34条(部分使用)の規定により一部使用する場合の当該部分検査
- (4) 低入札価格調査制度調査対象工事(以下、「低入札工事」という。)
- (5) 主務課長又は出先機関の長が必要と認めた工事で次に掲げるもの。
 - ア) 隠蔽、埋設又は水没等で、出来形検査や完成検査時に確認できない部分
 - イ) 土木工事等異工種の込み工事として施工される工事
 - ウ) その他

(検査の実施)

第3 中間検査対象工事は、中間検査の実施時期を特記仕様書に明示する。

なお、明示なき工事であっても、発注後に契約当事者の発注者、受注者協議のうえ検査対象にすることができる。

- 2 検査の実施は、当該工事の工程を考慮する。
- 3 検査回数は次のとおりとする。
 - (1) 第2(1)の1億円以上の工事は1回以上。
 - (2) 第2(4)の低入札工事は、原則2ヶ月ごとに実施する。
 - (3) その他の工事は適時に行う。
- 4 出来形検査は中間検査を兼ねることができる。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第4 出来形・中間検査で確認した検査済部分で評定した部分は、その後、完成・出来形・中間検査時には、その確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第5 技術管理課長又は所属長は、要綱に基づき中間検査の実施について、受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第6 中間検査は通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが給付の対象としない。なお、低入札工事の検査対象の基準日は主務課長又は出先機関の長が定める。

【参 考】

中間検査を指定する工事の「特記仕様書」記載例

中間検査の実施時期

建 築 工 事	土 工 事	根切完了時
	防水工事	防水層施工完了時
	杭 工 事	捨てコン完了後・杭芯ずれ等測定後
	鉄筋コンクリート工事	鉄筋配筋検査(基礎各階等の工程の適時)
		躯体工事完了時
	鉄骨工事	建込完了時
	改修工事	進捗率概ね 50%以上とする。
	特殊工法等	完了時
	改造工事	耐震補強工事完了後
	電 気 設 備 工 事	配管・配線工事
	受変電設備工事	通電前
機 械 設 備 工 事	配管工事	主要配管隠蔽前
	浄 化 槽 設 備	水張り前
部 分 使 用	部分使用範囲の施工完了時	